

朝霞基地跡地の利用促進を図るため国の理解と協力を求める意見書

朝霞市は、平成20年5月に策定した「朝霞基地跡地利用計画」に基づき、利用計画対象区域19.4ヘクタールのうち、主たる公園・シンボルロード部分13.1ヘクタールについて、平成22年4月に整備基本計画を策定し、順次整備を進める予定でしたが、およそ2年間にわたり、利用計画に位置付けられた朝霞住宅整備事業に係る国の判断が二転三転するなかで、基地跡地利用計画全体の推進に大きな影響を受けてまいりました。

今般、公務員宿舎朝霞住宅（仮称）整備事業が、平成23年12月1日に発表された「国家公務員宿舎の削減計画」により建設中止が決定されたことを受け、本市議会は、市民を代表し、事業中止が決定された宿舎予定地3ヘクタールについては、将来的にも、暫定的にも市民の利用に供することができるよう、政府、財務省の特段の配慮を期待しているところでございます。

また、朝霞基地跡地の利用は、朝霞市民の永年の悲願であり、その利用促進は、土地を所有される国の対応いかんによって、進捗の度合いが大きく左右されるものと認識しております。

よって、本市議会は次の事項について、迅速かつ誠実に対応することを求めるものです。

記

- 1 宿舎予定地3ヘクタールについては、迅速に市民の利用に供することができるよう市との協議を進めること。
- 2 基地跡地内の土壌汚染等に対する対策は、所有者である国の責任で行うこと。
- 3 留保地のうち公園予定地の処分条件については、地元自治体の利用を促進するために、国有財産法第22条の規定に基づき、すべて無償で貸し付けること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年12月26日

埼玉県朝霞市議会議長 利根川 仁 志

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様
財務大臣 安 住 淳 様